

(様式2)

香川県広域水道企業団契約規程第49条第2号に基づく随意契約の締結前情報

事務所名・課名	広域送水管理センター 総務用地課
件名	浄水場環境整備業務 ※以下の①～④の4つの業務について、個別に契約する。
契約内容①	西部浄水場環境整備業務 業務場所 西部浄水場（三豊市高瀬町佐股 2366） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 5,785 m ² ） 業務回数 年間 84 回 支払条件 毎月払
契約内容②	中部浄水場環境整備業務 業務場所 中部浄水場（仲多度郡琴平町下櫛梨 111-1） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 5,280 m ² ） 業務回数 年間 31 回 支払条件 毎月払
契約内容③	綾川浄水場環境整備業務 業務場所 綾川浄水場（坂出市府中町 1260） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 3,400 m ² ） 業務回数 年間 84 回 支払条件 毎月払
契約内容④	東部浄水場環境整備業務 業務場所 東部浄水場（高松市岡本町 631-10） 業務内容 平地の草刈り、集草等（除草面積 8,390 m ² ） 業務回数 年間 108 回 支払条件 毎月払
契約予定日	令和8年4月1日
納期又は履行期間	契約内容①～③については、令和8年4月1日～令和8年11月30日 契約内容④については、令和8年4月1日～令和9年1月29日 ただし、いずれも8月1日～8月31日までを除く。

<p>契約の相手方の選定 基準及び決定方法</p>	<p>選定基準 香川県広域水道企業団契約規程第 48 条第 9 号イに定めるものであって、県内に所在し、かつ上記契約内容が実施可能である者。</p> <p>決定方法 見積書を比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提示した事業者と契約する。見積書の提出が 1 者のみであった場合は、予定価格の範囲内であるか確認のうえ契約する。</p>
<p>契約の申込み方法 (見積書受付期間、 見積書受付場所等)</p>	<p>受付期間 令和 8 年 3 月 2 日 (月) 午前 9 時から 令和 8 年 3 月 17 日 (火) 午後 4 時まで</p> <p>提出方法 持参又は郵送 (郵送の場合は、令和 8 年 3 月 17 日 (火) 必着とする。)</p> <p>受付場所 〒762-0024 坂出市府中町 1265-1 香川県広域水道企業団 広域送水管理センター 総務用地課</p>